

## 仙台市遊び場展開事業(商業施設)業務委託 仕様書

### 1. 目的

本市では、令和7年3月に「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」(※1)(以下、「取組方針」という。)を策定し、「都市個性をいかした、こどもの育ちと子育てを支える遊びの環境の充実」をこどもの遊びの環境の充実に向けた基本理念とした。この基本理念を実現するため、「既存の施設での遊びの充実」、「情報発信の強化」、「大型屋内遊び場の整備」等を主な取組として位置付けた。

本事業は、市内における屋内の既存資源にこどもの遊び場・親子の交流の場を一時的に設置することにより、屋内の既存資源の遊び場としての活用につなげることで、本市の遊びの環境の充実に関する情報発信の強化等を図ること、今後の本市の子育て支援拠点のあり方の検討の参考にすることを目的とする。

なお、仮設する遊び場の利用対象年齢は、主に乳幼児から小学校低学年までとする。

※1 仙台市ホームページ 「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」を策定しました

<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/torikumihoshin.html>

### 2. 業務内容

#### (1) 遊び場の企画運営等

主に乳幼児から小学校低学年までを対象としたこどもの遊び場・親子の交流の場を以下の内容で企画・運営すること。

##### (ア) 実施計画の作成

以下の内容を定めた計画を作成すること。

- ・実施内容/配置図/会場利用計画
- ・会場設営～運営/撤収に係る人員体制、役割分担
- ・安全管理に係る実施体制(トラブル対応、保険加入等)
- ・広報
- ・その他、会場運営に必要な事項

##### (イ) 実施会場/時期の設定/実施内容

実施会場：AER5階多目的ホール及び展示スペース(仙台市中小企業活性化センター内)(以下、「AER」という)

時期：令和7年11月21日(金)～令和7年11月25日(火)のうち本市が指定する3～5日間

- ・以下のような設備・コンテンツを設置すること。設置にあたっては、対象とする

年齢の発達段階を考慮したゾーニングとし、乳幼児を含むこども子育て家庭が安心して利用できるよう配慮を行うこと。エア遊具、可動式遊具等体を動かして遊べる遊具や、乳幼児専用等発達段階に合わせた遊具の設置、創作遊びの場や親子で交流できる場の提供など、こども・子育て家庭を引き付けるコンテンツや機能を提案すること。

- ▶ 授乳室・おむつ替えスペース
  - ▶ 飲食可能な休憩スペース
  - ▶ エア遊具、可動式遊具など思いきり体を動かして遊べるスペース
  - ▶ 創作遊びなど静かに座って楽しめるスペース
  - ▶ 絵本コーナー
  - ▶ 乳幼児専用エリア
  - ▶ 遊びの環境の充実に関する本市の取組等子育て支援情報コーナー
  - ▶ 受付
- ・本市の子育て支援拠点である子育てふれあいプラザ（のびすく仙台）、その他子育て支援団体と連携し、子育てに関する相談、イベント等を行うこと。
  - ・他の会場にも展開可能な、汎用性のある遊びを一定程度取り入れること。
  - ・実施内容の決定にあたっては、できる限り速やかに（遅くとも実施1か月前までに）施設管理者等と実施内容の協議を行い、使用にあたって必要な手続きを行うこと。
  - ・運営に当たっては、会場内外に混乱がないよう、巡回など必要な対応を行うこと。
  - ・会場については、イベント実施後に原状回復を行うこと。

## （2）アンケート調査・分析

### （ア）アンケート調査の実施

保護者向け・こども向けのアンケート調査票を作成し、受託者が提案する手法により適切に回答を求め、回収すること。設問は、受託者が提案し、本市が指定する調査項目に基づき、本市と受託者が協議の上定める。アンケート調査の手法については、保護者向けはこども連れでも負担が少なく回答できるように配慮し、こども向けはどの対象年齢でも応えやすく、かつ、可能な限り遊びの支障とならないものとする。

### （イ）アンケートの集計

アンケート調査結果は電子データ化したうえで、単純集計及びクロス集計を行うこと。また、自由記述については分類を行うこと。

## （3）遊びの環境の充実に関する本市の取組の発信

西公園屋内遊び場整備事業、プレーパーク活動普及事業等、遊びの環境の充実に関する本市の取組について、掲示物、声掛け等により発信すること。

#### (4) 商業施設における子育て支援拠点開設を見据えた分析等

AERをベースに、商業施設における将来的な子育て支援拠点の開設を見据え、運営手法、必要となる機能、アクセス等に関する課題の抽出と分析を行うこと。

#### (5) 広報

SNS、メディア、広報誌等の活用のほか、地下鉄駅等市内各所へのポスター掲示等、各種広報媒体を活用した効果的な広報宣伝を提案し、実施すること。

##### (ア) 事前周知用チラシ・ポスター

- ・10月9日(木)までに完成し、納品すること。
- ・作成部数・配架場所については参加対象者や会場の特性を考慮の上提案すること。
- ・送料は受託者が負担すること。
- ・残部は本市が指定する場所へ納品すること。

##### (イ) WEBサイト・SNS

- ・現代の子育て家庭との親和性の高いWEBサイトやSNSを用いた広報など、効果的な広報施策について、提案、実施すること。

##### (ウ) 当日の集客の工夫

- ・会場は人流の多い商業施設であり、本事業を目的とするわけではなく商業施設または周辺施設の利用のために訪れている人が多いと想定されることから、事前のみでなく当日も会場周辺での呼び込みなど、集客上の工夫を講じること。

#### (6) 受付

会場内の適切な場所に受付を設置し、以下の業務を行うこと。

- ・居住エリア(区)、人数、来場手段の聞き取り
- ・入退場・再入場の管理
- ・来場者数のカウントと報告
- ・混雑時の対応

聞き取りについては、来場者が答えやすかつ混雑時にも対応できる手法を提案し、実施すること。来場者数については実施日毎に親と子に分けてカウントし、速報値を当日中に報告すること。調査期間終了後、11月26日(水)中に確定値を報告すること。なお、カウント手法は提案すること。

#### (7) 報告書の作成

実施報告書を作成すること。作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・来場者数、居住エリア（区）、来場手段
- ・アンケートの分析
- ・AER をベースに、商業施設における将来的な子育て支援拠点の開設を見据えた際の課題の整理と対応策の提案（遊びのコンテンツ、必要となる設備、職員の配置、アクセス等）
- ・広報状況が確認できるもの

### 3. 成果物

この業務に係る成果物は以下の通りとする。令和8年2月16日までに提出すること

- (1) 実施報告書（紙媒体2部及び電子データ）
- (2) 実施状況記録写真（電子データ）
  - ・実施時の写真を100枚以上提出すること
  - ・本市報告書やプレーパーク等の広報にて使用する旨、参加者に説明の上、プライバシーに配慮して撮影すること。
- (3) 事前周知用チラシ・ポスター（紙媒体各2部及び電子データ）

### 4. 委託期間

契約日から令和8年2月16日までとする。

### 5. 委託料の支払い

- (1) 原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。
- (2) 荒天や関係団体との調整状況等によって、一部または全部が中止となった場合には、委託料の支払いについて受託者と本市で協議するものとする。

### 6. 成果物の帰属及び著作権

成果物および成果物作成のための関係資料（以下、「成果物等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に本市へ無償で譲渡する。
- (2) 本市は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- (3) 受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。

- (4) 成果物等の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべき処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。

## 7. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出すること。
- (2) 委託業務の履行に当たり、再委託が必要な場合は、必ず本市の承諾を得ること。ただし、個人情報を取扱う業務に関しての再委託は、特別な事情があると発注者が認めた場合を除き禁止する。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行うこと。また、打ち合わせを議事録作成等により、事業の進捗を定期的に本市に報告すること。
- (4) 受託者は、業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処理をとるとともに、遅滞なく本市に連絡すること。また、苦情・事故等の原因・発生状況及び対応結果について、本市に報告を行うこと。
- (5) 台風等の災害発生時には、中止とする情報の周知などの対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は、業務の実施に際し、参加者や会場への損害に対応できる賠償責任保険に加入すること。
- (8) 会場使用料及び冷暖房料は委託者が別途支出する。
- (9) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。